

愛媛県アクティブシニアサッカーリーグ（50）要項

< E A S サッカーリーグ 5 0 >

第 1 条 名 称

このリーグは愛媛県アクティブシニアサッカーリーグ 5 0（通称：E A S リーグ 5 0
以下記載はE A S 5 0）という。

第 2 条 加盟条件

1. (公財)日本サッカー協会登録シニアチームであること。
2. 正・副 2 着のユニフォームを揃えること。（1番からの通し番号が望ましく、胸に番号とエンブレムもしくはチーム名を記入すること。できればパンツにも番号をつける事が望ましい。）※詳細はユニフォーム規定参照
3. E A S 5 0 に、チームとして新規加盟登録を希望する場合には、20名以上の選手登録と、4級審判員以上の有資格者が5名以上いることを条件とする。
加盟については、役員会で審査した後に、代表者会で決定する。

第 3 条 加盟登録及び登録料

1. リーグ開催までに所定の加盟登録票を事務局及び所属リーグチームへ提出するものとする。（西暦で記入）
2. リーグ開催途中において、選手を追加登録（協会登録）した場合は、事務局の承認を受けた後に所属リーグチームへ登録票を提出（メール配信）すること。
3. 登録選手は、(公財)日本サッカー協会登録選手で昭和48年・西暦1973年4月1日までに生まれた者とする。
4. 登録料は40,000円とする。
5. (1) E A S 5 0 のチームは、シニア登録の選手によって構成された単独チームであること。ただし、E A S 5 0においては1種登録選手の併用を認める。
(2) E A S 5 0 内、他チームとの二重登録は不可とする。また、50代の無い40代チームとの二重登録は不可とする。
(3) (公財)日本サッカー協会又は四国サッカー協会主催の四国大会、全国大会出場が決定したチームは、シニア登録の単独チームであること。1種登録の選手はシニア登録への変更が必要。
都道府県大会、地域大会(県リーグ)を通して、選手は他のチームで参加していないこと。
選手は全国大会の予選となる都道府県大会または地域大会に参加申込していること。なお、3名を上限に予選会に登録していない選手をエントリーできる。
※大会年度に新規にシニア 5 0 に参加する選手(50歳)についてはその限りではない。

第 4 条 試合形式・順位

1. 2021年度 (公財) 日本サッカー協会競技規則による。
2. チーム編成は1部・2部制とし、前後期1回の総当たりとする。
3. 試合時間は50分（25分ハーフ）とし、ボールは400g 球を使用する。
4. 順位決定は勝ち点制とし、勝チームは3点、負けチームは0点、引き分けは1点を与える。
5. 契約試合（没収試合）については、相手チームに勝ち点3を与え、点数は3対0とする。尚、この試合の得点については、得点王からは除くものとする。

6. 年間順位は、勝ち点の多いチームからとし、同勝ち点の場合は得失点差の多いチーム、次に総得点の多いチームの順で順位を決定する。
7. リーグ優勝チーム・準優勝チームについては、年度試合終了後表彰を行う。
8. 得点王については、1部リーグ・2部リーグから一名ずつ選出し、年度試合終了後表彰を行う。なお、同得点の場合は生年月日が早いものを上位とする。
9. E A S 5 0 の1部リーグ戦年度優勝チームは、翌年の四国シニア50大会の県代表とする。
10. E A S 5 0 の1部前期リーグトップチームは、四国シニアチャンピオンカップ県代表とする。

第 5条 審 判

1. 審判は、有資格者の帶同審判員で行う。
2. 審判員は、正規の服装を着用すること。
3. 審判員は、試合結果を報告すること。

第 6条 制 裁

1. 1試合で2枚のイエローカードをもらった選手は退場となる。
2. イエローカード3枚累積で、次の公式戦（入替戦）は出場停止とする。累積については、翌年度へは繰り越さない。
3. 一つの試合で退場処分を科せられた選手は、次の試合は出場停止となり、その後の処分は規律委員会で決定する。
4. 一つの試合で退場処分を科せられた選手が、年内のリーグ戦で出場停止処分を消化しきれない場合は、次の公式戦（入替戦・次節リーグ戦）に適用される。
5. 出場停止選手が移籍等で他チームへ移った場合など、大会間の伝達が必要な場合の伝達責任者は当事者（選手/当該チーム）にあり、手続きを怠って試合に出場した場合は出場停止処分の消化試合対象となり、規律委員会により制裁が科せられる。
6. 種別が違うリーグで受けた制裁は、その他のリーグへは持ち越さない。

第 7条 規律委員会

1. 事務局長（シニア委員長）・事務局長補佐（シニア副委員長）・審判委員長・審判副委員長・運営委員長・広報担当で組織し、事務局長が規律委員会の長を務める。

第 8条 組 織

1. E A S 5 0 の会長は、愛媛県サッカー協会会長が任に当たる。
2. 事務局を置く。（事務局手当 年間 20,000 円×人数）
3. 東予・南予支部を置く。（事務局手当 年間 20,000 円×人数）
4. 審判委員会を置く。
5. 規律委員会を置く。

第 9条 入 替

1. 後期試合終了後、順位が確定した段階で1部と2部の入れ替え戦を実施する。
2. 1部最下位（8位）のチームは2部へ自動降格とし、2部1位のチームが1部へ自動昇格する。
3. 1部7位のチームは、2部2位のチームと入れ替え戦一試合を実施する。勝者が1部へ残留もしくは、昇格する。同点の場合は上位リーグチームの残留とする。

第10条 補助金について

1. 四国大会出場チームに参加料を支給する。
2. 全国大会（シニア50）出場チームに100,000円（四国予選含む）を上限に支給する。
3. シニアリーグより、グランドを使用している行政（グランド管理者）に対して、補助を出すことができる。

第11条 表彰

1. 一般社団法人愛媛県サッカー協会シニア委員会表彰規程（別紙）により表彰を行うことができる。

第12条 附則

1. グランド設営は、第1試合の設営チームによる指示・指導のもと、両チームで行う。関係チームは連絡を密に取り合い、相互扶助の精神で対応すること。
(ホーム制を導入し、施設等の最終管理まで責任を持つようとする。)
2. グランドの片付けは、最終試合の両チームが行うこと。
3. ゴミ（空缶、ペットボトル、吸殻、テープなど）は必ず持ち帰ること。
4. 各グランドの使用要綱を遵守すること。
5. スポーツ保険に加入すること。
6. 契約試合（没収試合）を年2回以上行ったチームについては、規律委員会で罰則（2回目以降10,000円の反則金）を設けて対処する。また、審判担当になっている場合は審判員を確保すること。
7. 先発メンバーについては、2部作成し審判と相手チームに1部渡すようとする。
8. 審判員は、有資格者（4級以上）の帶同審判員とし、試合終了後メンバー表・審判報告書を火曜日までにシニア委員長（事務局）・広報担当へメールで配信する。
(審判員は4名体制) 1名は予備審判員とし、交替等の確認を行う。
9. 選手交替は自由とし、回数についても上限を設置しない。交替表は不要とする。
(メンバー表に○で表示する)
10. 加盟登録票の背番号については、登録メンバーを全員記入する。
ユニフォームは毎試合必ず2種類準備し、ホームチームのユニフォームの色を優先する。（試合については、メンバー表の背番号で行う。）
11. 県サッカー協会に加盟登録票提出のため、背番号は必要。
12. 選手ID（協会登録番号）については、チームで電子ID登録証をプリントアウトし常時携帯しておくこと。審判より提示を求められた場合は、速やかに開示できるようにしておく。また、スマートフォン等の電子機器による開示も可とする。リーグ途中で新規登録しIDが確認できない場合は、Web登録票と免許証で本人確認を行う。
※ シニアリーグでは、選手の顔写真が張り付けられている選手登録一覧を選手IDの代用として認める。
13. 同チームで登録している60代以上の選手については、50代でプレーをする事を認める。（60代チームとかけ持ちをする選手については、50代の名簿にも登録選手として記入する。）
14. 同チーム名の40代・50代・60代のユニフォームは同じでなければならない。
(同じユニフォームになってないチームに対しては新規参入時の一年間を限定

として別のユニフォームを認める。)

15. 審判におけるスポーツメガネ等以外の装着は原則禁止とするが、やむを得ない理由で通常の眼鏡を使用する場合は、両チームに明示するとともに全責任を個人が負うものとする。
16. 選手の補聴器については、装飾品と同じ扱いであるが安全面を考慮して審判の判断で使用を認めることができる。ただし、相手チームの承諾を条件とする。
17. 選手が着用しているストッキングの上から行うテーピング等については、ストッキングの色と同色とする。
18. 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が本要項に基づく義務を怠り、又は違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は、(一社)愛媛県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会等において懲罰を科す。